

京田辺市観光協会会員のみなさまへ

「京田辺ブランド一休品」 認定事業を実施します



～自慢の逸品を大募集～

一休さんのまち京田辺市の逸品～一休品～

〈一休品マーク〉

京田辺の田をイメージさせる背景に一休さんの木像をトレースしたシルエットを配置。「京田辺一休品」と読みますが、逸品という文字の間に休がくすることで、「逸休品」とも読むことができます。

京田辺市観光協会は、地域経済の活性化や市のイメージアップを図ることを目的として、会員のみなさんの優れた产品及び食品を「京田辺ブランド一休品」として認定する事業を実施します。

ぜひ、自慢の逸品を一休品認定にご応募ください。

●対象品

加工食品をはじめ、料理、工芸品、雑貨で以下のすべてに該当するもの

- ・京田辺らしさが表現されるもの
- ・内容、品質の充実したもの
- ・価格が適正であるもの
- ・関係法規を遵守しているもの

●応募できる人

京田辺市観光協会会員（一般会員、又は特別会員）でいずれかに該当する人

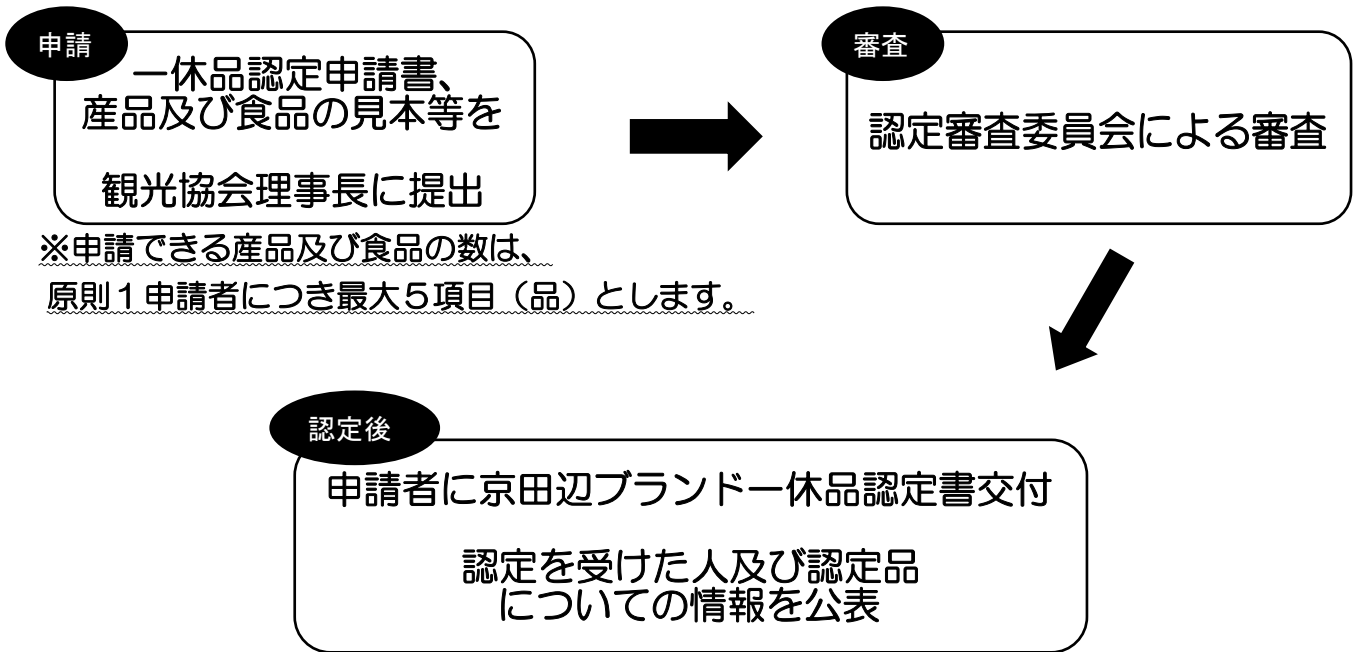
- ・京田辺市内で商品を製造又は、販売している人
- ・京田辺市内で商品の企画開発した人
- ・京田辺市産の原材料・食材を使用しているか、京田辺市ならではの由来に基づいた商品・食材を提供している人

●問い合わせ先

一般社団法人京田辺市観光協会事務局

京田辺市田辺中央4丁目3-3 TEL0774-68-2810

●申請から認定までの流れ



●認定期間

認定書交付の日から3年間（更新あり）です。

●認定にかかる費用

- ・認定料として、1項目（品）につき5,000円です。
- ・一休品として認定された产品及び食品には、一休品マークを貼付又は印刷標示していただきます。
- ・認定商品の表示に一休品マークのシールを使用する際は、観光協会から購入していただきます。

〈一休品マークシール代金〉

大サイズ 縦41mm×横43mm 1シート（10枚） 40円

小サイズ 縦28mm×横30mm 1シート（10枚） 20円

※一休品マークは、一休品として認められたもの以外に使用することはできません。

●認定のメリット

- ・認定商品推奨のための「京田辺ブランド一休品マーク」を使用できます。
- ・観光協会、市などが行う物産展などの販売促進事業への参加ができます。
- ・「京田辺ブランド一休品」として、観光協会や市が作成するホームページ・パンフレットを通して、市内外へ一休品がPRされます。

●問い合わせ先

一般社団法人京田辺市観光協会事務局

京田辺市田辺中央4丁目3-3 TEL0774-68-2810